

Topics

◆ 日本年金機構の事務処理誤りにかかる特例制度が開始

日本年金機構は平成28年4月1日、当日より事務処理誤りについて特例制度を開始させることを公表した。年金事務所や市区町村役場等において事務処理誤りが発生した場合は、被保険者（または当時被保険者だった人）が申出（特定事由の申出、図1）を行うことで保険料（特例保険料）の納付や各種手続きが行える（図2）。特例保険料は申出の承認後2年以内を期限とし、事務処理誤り発生当時の額を納付する。

特定事由の申出については、当時の状況がわかる関連資料を提出するが、申出が認められない場合でも、3カ月以内ならば地方厚生（支）局内にある社会保険審査官に不服の申立て（審査請求）を行うことができる。

特定事例の申出が認められる事例

- ・事務処理誤りにより納付書が届かず、保険料を納めることができなかった。
- ・事務処理の遅延により納付書が届かず、保険料を納めないまま2年を経過してしまった。
（参考：2年を経過した後の保険料については時効により納付することはできない）

特定事例の申出が認められない事例

- ・事務処理誤りにより前納制度による保険料の納付ができず、通常で納付していた。
- ・事務処理誤りにより追納申込の時期が遅れて保険料の納付額が高くなった。

■図1 「国民年金 特定事由等該当申出書」

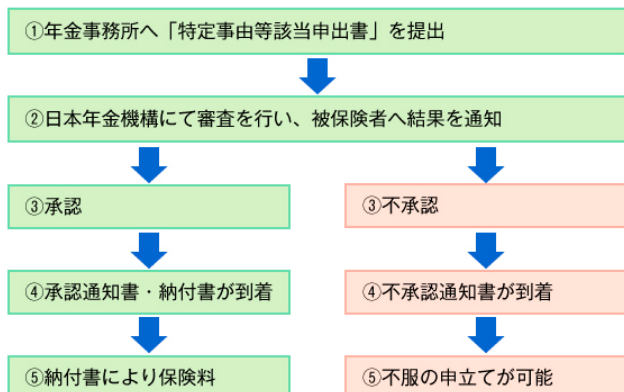
日本年金機構理事長 へ 以下のとおり申出します。 また特定事由に係る他の機関への調査について、日本年金機構に委託します。 平成 年 月 日 〒 住所 氏名 (印) ご本人が目ら署名する場合は、押印は不要です。 電話番号 ()		年金事務所受付印
① 申出日	平成 年 月 日	
② 基礎年金番号		
③ 氏名	(フリガナ)	
	(姓)	(名)
④ 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	⑤ 性別 男・女
⑥ 申出の理由や経緯などを詳しくご記入ください。(別紙に書いていただいても結構です。)		
⑦ 申出期間	昭・平 年 月 日 ~ 昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日 ~ 昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日 ~ 昭・平 年 月 日	
⑧ 申出する手続及び納付(該当するものに「○」をご記入ください。)		
ア. 保険料の納付・付加保険料の納付 イ. 任意加入の申出・申出期間の保険料の納付 ウ. 付加保険料の申出・申出期間の付加保険料の納付 エ. 免除・納付猶予の申請(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む) オ. 学生納付特例の申請 カ. 追納保険料の納付 キ. 後納保険料の納付		

(添付書類)

- 代理人による申出の場合は、委任状
- 法定代理人による申出の場合は、法定代理人を明らかにする戸籍謄本、登記事項証明書など
- 申出の根拠となる書類

- <例>
- ・届書、申請書等の控え
 - ・相談票(来訪)の控え
 - ・被保険者が録音した録音データ
 - ・日本年金機構の職員が作成し、被保険者に交付した手紙やメモ
 - ・被保険者の当時のメモ
 - ・免除、納付猶予申請や学生納付特例申請に必要な証明書(当時の所得証明書、世帯構成が確認できる証明書、在学証明書など)

■図2 特定事由の申出の流れ（保険料が納付ができなかった場合）



■表 参照

ブロック本部統合後の組織名称及び管轄区域

《統合年月日：平成28年4月1日》

○平成28年3月まではブロック本部所在地(下記所在地)にて業務を継続し、平成28年4月1日に機構本部(東京都杉並区高井戸西)に移転する予定です。

新組織名称	所在地	管轄区域
北海道地域部	〒003-8576 札幌市白石区東札幌3条1-1 コンベンションゲートウェイビル6階	北海道
東北地域第一部	〒980-6017 仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル(SS30)17階	宮城県 山形県 福島県
東北地域第二部		青森県 岩手県 秋田県
北関東・信越地域第一部	〒330-9507 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	埼玉県 茨城県 栃木県
北関東・信越地域第二部		群馬県 新潟県 長野県
南関東地域第一部	〒169-8012 新宿区大久保2-12-1	東京都※1
南関東地域第二部		千葉県 東京都※2 神奈川県 山梨県
中部地域第一部	〒460-8565 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル10階	愛知県※3 富山県 石川県 岐阜県
中部地域第二部		愛知県※4 静岡県 三重県
近畿地域第一部	〒541-0053 大阪市中央区本町3-4-8 東京建物本町ビル7階	大阪府※5 福井県 滋賀県 京都府
近畿地域第二部		大阪府※6 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国地域部	〒730-8654 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル6階	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国地域部	〒760-0023 高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビルディング新館2階	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地域第一部	〒812-8534 福岡市博多区博多駅前1-5-1 博多大博通ビルディング2階	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県
九州地域第二部		熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※1：【東京23区】千代田、中央、港、新宿、杉並、中野、上野、文京、墨田、江東、江戸川、品川、大田、渋谷、目黒、世田谷、池袋、北、板橋、練馬、足立、荒川、葛飾

※2：【多摩地区】立川、青梅、八王子、武蔵野、府中

※3：【尾張地区】大曾根、中村、鶴舞、熱田、笠寺、昭和、名古屋西、名古屋北、一宮、瀬戸、半田

※4：【三河地区】豊橋、岡崎、豊川、刈谷、豊田

※5：【大阪市】天満、福島、大手前、堀江、市岡、天王寺(大阪市外含む)、平野、難波、玉出、淀川、今里、城東

※6：【大阪市以外】貝塚、堺東、堺西、東大阪、八尾、吹田、豊中、守口、枚方

※注：ブロック本部の人事関係業務につきましては、平成28年4月に機構本部(東京都杉並区高井戸西)に移管しました。
また、ブロック本部の経理関係業務につきましては、平成28年10月に機構本部(東京都杉並区高井戸西)に移管します。

◆ 国民年金の追納・後納・特定保険料の額を改定 ～平成28年厚生労働省告示～

厚生労働省は平成28年3月31日、平成28年厚生労働省告示第171号により「国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件」、同第172号により「国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件」、同第173号により「国民年金の特定保険料※を納付する場合に納付すべき額を定める件」を公表し、それぞれ改定額を明示した(表1～表3)。0

※特定保険料は、時効によって本来はさかのぼって納付することができなかった期間(最大5年分)の保険料を納付できる特例制度。

■表1 国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額(1カ月分)

*平成28年4月1日～平成29年3月31日に納付する額

	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成18年4月～平成19年3月の月分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年4月～平成20年3月の月分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年4月～平成21年3月の月分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年4月～平成22年3月の月分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年4月～平成23年3月の月分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年4月～平成24年3月の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年4月～平成25年3月の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年4月～平成26年3月の月分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年4月～平成27年3月の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年4月～平成28年3月の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

■表2 国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額(1カ月分)

*平成28年4月1日～平成29年3月31日に納付する額

平成23年4月～平成24年3月の月分	15,740円
平成24年4月～平成25年3月の月分	15,430円
平成25年4月～平成26年3月の月分	15,250円
平成26年4月～平成27年3月の月分	15,250円

※平成26年度においては追納加算額はない。

■表3 国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額（1カ月分）

*平成28年4月1日～平成29年3月31日に納付する額

・平成18年3月月以前の月分 ・平成18年4月～平成19年3月の月分 (承認日より10年以内の月以外)	15,490円
平成18年4月～平成19年3月の月分 (承認日より10年以内の月)	15,000円
平成19年4月～平成20年3月の月分	15,030円
平成20年4月～平成21年3月の月分	15,140円
平成21年4月～平成22年3月の月分	15,230円
平成22年4月～平成23年3月の月分	15,490円
平成23年4月～平成24年3月の月分	15,280円
平成24年4月～平成25年3月の月分	15,130円
平成25年4月～平成26年3月の月分	15,100円

◆平成28年度現物給与の額が決定

平成28年4月1日から、新しい現物給与の額(図3)が適用になる。これは平成28年2月23日に厚生労働省から告示された「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する告示」(告示第37号)によるもので、平成27年度現物給与額の一部が改訂されている。

現物給与の額は、厚生年金保険や健康保険の保険料の計算について、労働の対償として現物支給された食事や住居を換価した額を合算して標準報酬月額を求める場合に用いられる。本社とは県が異なる支社等については、支社の都道府県の現物給与額を採用する。

■図3 平成28年度現物給与額

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	18,600	620	160	220	240	1,000	
青森	18,600	620	160	220	240	940	
岩手	18,300	610	150	210	250	1,030	
宮城	18,300	610	150	210	250	1,380	
秋田	18,000	600	150	210	240	1,010	
山形	19,200	640	160	220	260	1,180	
福島	18,900	630	160	220	250	1,070	
茨城	18,600	620	160	220	240	1,270	
栃木	18,600	620	160	220	240	1,310	
群馬	18,600	620	160	220	240	1,170	
埼玉	18,900	630	160	220	250	1,750	
千葉	18,600	620	160	220	240	1,700	
東京	19,500	650	160	230	260	2,590	
神奈川	19,200	640	160	220	260	2,070	
新潟	18,600	620	160	220	240	1,280	
富山	18,600	620	160	220	240	1,200	
石川	19,200	640	160	220	260	1,250	
福井	19,200	640	160	220	260	1,160	
山梨	18,600	620	160	220	240	1,230	
長野	17,700	590	150	210	230	1,150	
岐阜	18,300	610	150	210	250	1,180	
静岡	18,600	620	160	220	240	1,410	
愛知	18,600	620	160	220	240	1,470	
三重	18,900	630	160	220	250	1,200	
滋賀	18,600	620	160	220	240	1,360	
京都	18,900	630	160	220	250	1,670	
大阪	18,900	630	160	220	250	1,620	
兵庫	18,900	630	160	220	250	1,460	
奈良	18,000	600	150	210	240	1,170	
和歌山	19,500	650	160	230	260	1,080	
鳥取	19,200	640	160	220	260	1,110	
島根	19,200	640	160	220	260	1,030	
岡山	18,900	630	160	220	250	1,270	
広島	18,900	630	160	220	250	1,320	
山口	18,900	630	160	220	250	1,040	
徳島	18,900	630	160	220	250	1,100	
香川	18,300	610	150	210	250	1,130	
愛媛	18,600	620	160	220	240	1,080	
高知	19,200	640	160	220	260	1,050	
福岡	18,000	600	150	210	240	1,310	
佐賀	18,300	610	150	210	250	1,080	
長崎	18,600	620	160	220	240	1,070	
熊本	18,900	630	160	220	250	1,120	
大分	18,900	630	160	220	250	1,080	
宮崎	18,300	610	150	210	250	1,030	
鹿児島	18,600	620	160	220	240	1,040	
沖縄	19,200	640	160	220	260	1,110	

時価
〔自社製品
通勤定期券
など〕

※改定箇所は赤字で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

◆ 日本年金機構が組織を再編成

日本年金機構は平成28年3月31日、組織の再編成の一環として4月の人事異動を行うことを公表した。日本年金機構では、平成28年の組織目標を「再生元年―自ら考え、自ら改革する―」とし、日本年金機構再生プロジェクトの実行、情報セキュリティ対策の強化、基幹業務の推進を重点取組課題としている。具体的には、(1) 組織の一体化 (2) 業務削減会議の設置 (3) 女性管理職の登用 (4) 人事交流などの促進となっている。特に(1)の組織の一体化については、①本部とブロック本部の統合*

②地域部の創設 ③地域マネジャーの設置を目的としており、これらを踏まえて平成28年4月には190名の職員が拠点から本部に異動している。

※本部とブロック本部の統合については、平成28年4月に人事・労使関係業務が統合され、同年10月に経理関係業務の統合、平成29年4月に現場管理・支援関係業務の統合により本部への統合完了が予定されている。

◆ 平成28年1月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で59.9%

厚生労働省は平成28年3月25日、平成28年1月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成25年度分(過年度2年目)の納付率】

平成25年度末からプラス8.7ポイントの69.6%であった。これは平成25年4月～平成26年3月分の保険料のうち、平成28年度1月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成25年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値は達成された。

【平成26年度分(過年度1年目)の納付率】

平成26年度末からプラス3.8ポイントの66.9%であった。これは平成26年4月～平成27年3月分の保険料のうち、平成28年度1月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成26年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値を下回った。

【平成27年4月～平成27年12月分(現年度分)の納付率】

対前年同期比マイナス0.6%の59.9%であった。平成27年度末時点の目標は、前年度実績からプラス1.0ポイントであった。

なお、平成27年4月～平成28年1月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が83,770件(前年同期比20,638件増)、督促状送付が37,843件(前年同期比5,052件減)、財産差押が3,722件(前年同期比7,359件減)であった。